

岐阜市行政第155号
平成18年11月8日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原秀訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成18年1月27日付け岐阜市福高第656号で諮問のあった岐阜市長が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が事故報告書（以下「本件公文書」という。）のうち施設名等を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、その一部を取り消すべきである。

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

平成17年12月22日付け岐阜市福高第584号で実施機関が行った一部非公開処分は、取り消すべきである。

2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 非公開部分のうち、法人名、事業所（施設名）、施設長（管理者）の氏名、所在地、電話番号、ファックス番号、事故発生場所、協力病院の名称及び事業所の間取りは、岐阜市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第3号ただし書ア及びイの規定に該当するので、公開されるべきである。
- (2) 介護施設として適切なサービスを提供できていないことが公開されることで、利用者が減少し、その結果として経済的損失を被るのは当然であって、それは介護事業者の正当な利益を害するとはいえない。
- (3) 先進的な取組みをしている介護事業者は、自ら積極的に第三者による監査を実施して、それを公開しているが、実施機関の一部非公開処分は、そのような先進的な取組みをしている介護事業者の動きに水を差すものである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 (1) 条例第6条第1項第3号の該当性について

非公開情報のうち、法人名、事業所（施設名）、施設長（管理者）の氏名、所在地、電話番号、ファックス番号、事故発生場所、協力病院の名称及び事業所の間取り（以下「法人情報」という。）は、法人を特定できるものとして非公開とした。その理由は、次のとおりである。

すなわち、利用者が利用する施設を選択する権限を有する介護保険サービスにおいては、当該施設において事故が発生したことが公にされると施設利用者数が激減する等の経済的損失が発生することに加え、福祉という公共的性質を有する事業を担っているということから社会的評価を著しく下げさせることとなる蓋然性が高く、事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められる。

また、事故報告書については、施設に対して指導義務があり、事故報告書が提出されることとなっている県、中核市等に対しては、それを公

表する指導はない。

さらにその事故の大部分は、施設の違法な又は施設の指導基準を下回る体制等により生じた事故ではなく、第三者が事故報告書により事故の情報を入手した場合で自己に都合のいい内容であれば、その情報を意図的にPRに利用することが十分に予測され、それにより、法人等の中には、事業上の正当な利益を著しく害されることが十分に予測される。

したがって、条例第6条第1項第3号の規定により非公開とした。

(2) 条例第6条第1項第2号の該当性について

また、法人名等を特定する情報は、利用者個人を特定する情報としての性質を持つ。

すなわち、特定の個人が識別され得るかについては、特定の個人について一定の情報を有する周辺の関係者等ではない一般人において、特定の個人が識別されるおそれがあるかどうかを基準とすること（以下「一般人基準」という。）が原則である。

しかし、現在、介護保険サービスを提供している事業所の運営に福祉ボランティアが多数かかわっていたり、施設に出入りする利用者及び家族や利用者を送迎する施設の車の動向等が利用者の自宅及び事業者の周辺に居住する地域住民の目に触れる状況にあるなど、各施設の利用者個人について一定の情報を有する者（以下「特定周辺者」という。）が利用者や事業者の周辺に一定人数存在する状況にある。

特に、特定の介護保険サービス事業所に入所している利用者の人数は、例えば56施設ある岐阜市の認知症対応型共同生活介護(グループホーム)においては、1施設当たり平均13.5人であることから、当該施設に関する情報など一般に入手可能な他の情報と組み合わせることによって、事故にあった利用者個人が特定されるおそれがある。

このような状況の下、公開請求の対象となった事故報告書について、一般人基準をそのまま適用して個人識別性を判断すると、特定周辺者から開示請求された場合には、個人識別性を有しないとして開示される情報と特定周辺者が有する情報を組み合わせられることにより、事故にあった利用者個人が識別されるおそれがある。特に本件の事故報告書には、事故発生年月日、発生場所、事故の内容、事故の種別が詳細に記載されており、これらは既に公開されている。したがって、これらの既に公開されている情報とあいまって、法人名等を公開することによって、事故にあった利用者個人が更に特定されるおそれがある。

したがって、法人名等を特定する情報は、利用者個人を特定する情報としての性質も持ち、条例第6条第1項第2号の規定によっても非公開とした。

- 2 非公開情報のうち、事故報告書記載者の氏名、事故対象者の氏名、住所、介護保険証被保険者番号、事故に関係した当該事業所の利用者若しくは入所者又は職員の氏名及び事故対象者の親族の氏名は、いずれも当該個人を特定できるので特定の個人が識別される情報と認められ、さらに、事故対

象者の年齢、性別、介護度及びサービス提供開始年月日は、当該情報だけでは当該個人を特定できるものとは言えないが、他の公開されている情報と合わせるにより個人が識別され得る可能性が高い。

また、一般的に事故に係る情報というのは、人に知られたくないものであり、本件公文書についても例外なく通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると認められる。

したがって、条例第6条第1項第2号の規定により非公開とした。

第4 当審査会の判断

1 本件公文書の性質

本件公文書は、厚生労働省令に基づき老人福祉施設から提出された報告書で、実施機関がその報告書に基づいて老人福祉施設に対する指導等を行うから、実施機関が組織的に保有するものであり、条例第2条第1号の公文書に該当する。

2 非公開部分のうち、老人福祉施設利用者の要介護度についての条例第6条第1項第2号イの該当性について

実施機関は、老人福祉施設利用者の要介護度は、他の公開されている情報と合わせるにより個人が識別され得る可能性があるとして主張する。

この点につき、個人の識別可能性を完全に否定することはできないので、条例第6条第1項第2号に該当する。

しかし、既に公開されている事故の発生状況、事故に対する職員の対応等に加えて、要介護度を公開することで、老人福祉施設を適切に評価をすることができる。そして、老人福祉施設の適切な評価は、適切な老人福祉施設の選択につながるものであり、市民にとって利益をもたらすものとして公開することが公益上必要であり、市民の健康等を保護するために公開することが必要であると認められる。

したがって、老人福祉施設利用者の要介護度は、条例第6条第1項第2号イに規定する情報に該当する。

3 その余の非公開部分のうち、法人情報を除く部分についての条例第6条第1項第2号イの該当性について

これらの情報がいわゆる個人情報として非公開とされるには、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」であることが必要である。

事故報告書記載者の氏名、事故対象者の氏名、住所、介護保険証被保険者番号、事故に関係した当該事業所の利用者若しくは入所者又は職員の氏名及び事故対象者の親族の氏名は、いずれも当該個人を特定できるので特定の個人が識別される情報と認められる。また、事故対象者の年齢、性別、介護度及びサービス提供開始年月日は、当該情報だけでは当該個人を特定できるものとは言えないが、他の公開されている情報と合わせるにより個人が識別され得る可能性が高い。そして、一般的に事故に係る情報は、個人の心身の状況、体力、健康状態等に関する情報

であり、通常他人に知られたくないと認められるものに該当する。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

さらに、これらの情報については、2で述べたような事情も認められないため条例第6条第1項第2号イに該当しない。

4 法人情報について

(1) 条例第6条第1項第2号の該当性について

実施機関は、特定周辺者から開示請求があった場合に利用者個人が識別されることがあり得る旨を主張する。

確かに、家族ではないものの利用者に接する機会の多い者の存在は否定できない。

しかし、特定周辺者は、利用者について一般人よりは詳しく知っているものであり、施設で事故があったときには既にその事実を知っているものと認められる。

したがって、特定周辺者による利用者個人の識別可能性を考慮に入れる必要はない。

よって、法人情報は、条例第6条第1項第2号に該当しない。

(2) 条例第6条第1項第3号の該当性について

非公開部分のうち、法人情報については、「正当な利益を著しく害することが明らか」な場合のみ非公開とすることができる（条例第6条第1項第3号）。

実施機関は、事故が発生したことが公にされると施設利用者数が激減する等の経済的損失が発生すること等を主張する。

確かに法人情報を公開すると、施設利用者が減少する可能性があることは、否定できない。

しかし、マスコミで報道されるような事故があった施設で現実に倒産等により事業が立ち行かなくなることが疎明されているとはいえないので、実施機関の主張は、単に一般論として権利侵害の抽象的な可能性を指摘しているに過ぎないと判断せざるを得ない。

また、介護サービス、福祉サービス等の提供は、従来の措置制度から利用者が選択できる制度に変換されており、どの施設を選択するかの判断材料として事故報告書は、重要である。

よって、法人の正当な利益を著しく害することが明らかとは認められないので、条例第6条第1項第3号に規定する情報に該当しない。

5 処分の一部取消しについて

以上から本件公文書に係る処分の一部を取り消し、公開すべき部分は、次のとおりである。

(1) 事故報告書で定型の様式が定められたもののうち、次に掲げるもの

- ・「1 事業所の概要」（ただし、記載者職氏名欄の氏名（ただし、公務員の氏名は公開）及び法人名が入っていない印鑑の印影を除く。）
- ・「2 対象者」のうち、要介護度又は介護度の記載
- ・「3 事故の概要」の「発生日時」、「発生場所」（ただし、事故発生場

- 所が自宅の場合の自宅住所並びに居室の室名及び番号を除く。) 「事故の内容」(ただし、本人の居室を示す記載及び個人の氏名を除く。)
- ・ 「 4 事故発生時の対応」の「対処の仕方」の代表者の記載、「連絡済の関係機関」(ただし、個人の氏名を除く。)
 - ・ 「 5 事故後の対応」の施設名
 - ・ ファックスで受け付けたときに自動的に印刷される日時、あて先、発信者の名称、発信者のファクシミリ番号及びページ数
 - ・ 市役所の決裁欄
- (2) 事故報告書に添付された別紙のうち、次に掲げるもの
- ・ 施設の共用部分の名称
 - ・ 施設長の姓
 - ・ 別紙として使用された便せんに印刷された法人のロゴマーク、施設の名称
 - ・ 法人名、施設名(施設名の略称を含む。)、理事長及び施設長の氏名並びに施設名の入った印鑑の印影
 - ・ 要介護度
 - ・ 事故報告書を提出した法人の文書記号及び番号
 - ・ ファックスで受け付けたときに自動的に印刷される日時、ファクシミリ番号及びページ数
 - ・ ユニットが存する階数及びそのユニットの名称
 - ・ 施設の部屋の名称
 - ・ 事故が発生した施設ではないが、同一法人が運営する施設の名称
 - ・ 事故発生場所(ただし、居室を特定する情報を除く。)
 - ・ 施設の電話番号及びファックス番号
 - ・ 事故発生時に施設が使用した車両の車両番号
 - ・ 理事長のサイン
 - ・ 市役所職員の姓
 - ・ 疥癬の流行時期
 - ・ 医師の回診を示す記載(「Dr回診」)及び医師の上申を示す記載(「Dr上申」)
 - ・ 関連する医療機関の名称及びそれに所属する医師を示す「Dr」の記載
 - ・ 居室が存する階数
 - ・ 看護師が所属する機関の名称
 - ・ 事故発生現場を示す施設の見取図(ただし、本人の居室を示す記載及び本人の居室を特定するに足りる記載並びに本人の氏名を除く。)
 - ・ 事故が発生した施設と関係があることを示す語句(「協力医療機関」等)
 - ・ 施設が取材に応じた報道機関の名称
 - ・ 事故が発生した施設が救急搬入を依頼した病院の名称
 - ・ 苑長の氏名
 - ・ 施設の利用者が定期的に受診していた病院の名称

- ・利用者を担当している事業者の名称
- ・利用者を担当しているケアマネージャーが所属する機関の名称

6 5の「処分の一部取消し」の例外等について

当審査会は、5のとおり事故報告書に係る法人及び施設に係る情報は公開すべきであると考え、本件処分においては既に実施機関が法人名、施設名等の非公開処分を前提に事故対象者の特定ができない範囲で当該事故対象者に係る詳細な情報である事故発生現場を示す施設の見取図、居室等を公開している部分があり、それらについては、5のとおり公開すると特定の個人が識別され、又は識別され得る恐れがあり、条例第6条第1項第2号に該当するので、例外的に一部非公開処分は妥当である。

なお、実施機関が非公開として決定した情報の塗抹処理において、誤って公開した部分が存在したので、このようなことがないように今後公文書公開事務を慎重に執行されたい。

7 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成17年	12月 8日	公文書公開請求
	12月22日	実施機関の一部非公開決定
平成18年	1月 5日	異議申立て
	1月27日	諮問
	2月27日	実施機関に陳述書の提出依頼
	3月 6日	陳述書提出
	3月28日	不服申立人から意見書の提出
	4月 5日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	5月 9日	審査会開催
	7月20日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	9月 6日	審査会開催
	10月 4日	審査会開催
	11月 8日	審査会開催。答申